

# 宮崎県土地改良事業測量作業規程

令和6年5月17日 国国地第38号 変更承認

宮崎県農政水産部

## 宮崎県土地改良事業測量作業規程

宮崎県土地改良事業測量作業規程は、農林水産省農村振興局測量作業規程（令和6年3月22日付国国地第160号）を準用する。

この場合において、作業規程の第1条第1項中「農林水産省地方農政局」とあるのは「宮崎県」と、同条第2項「農林水産省地方農政局」とあるのは「宮崎県」とそれぞれ読み替えるものとする。

# 公共測量作業規程変更承認書

宮崎県知事 殿

令和 6 年 4 月 25 日付け 26240-1078 で変更申請のあった宮崎県土地改良事業測量作業規程は、測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 33 条第 1 項の規定により承認する。

令和 6 年 5 月 17 日

国土交通大臣